

第2 各論

1 大気質

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 二酸化窒素又は窒素酸化物
- イ 二酸化硫黄又は硫黄酸化物
- ウ 浮遊粒子状物質
- エ 炭化水素
- オ 粉じん
- カ その他の大気質に係る有害物質等

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 大気質の状況
 - 二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の状況
- (イ) 気象の状況
 - 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
- (ウ) 大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による大気質の測定方法及び気象の観測方法は、次に掲げる方法による。

- (ア) 大気質の測定方法
 - 次に掲げる項目ごとに示す測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法
 - a 二酸化窒素
 - 「二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年環境庁告示第38号）」に定める測定方法
 - b 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質
 - 大気の汚染に係る環境基準に定める測定方法
 - c 炭化水素
 - 「環境大気中の鉛・炭化水素の測定法について（昭和52年環大企第61号環境庁大気保全局長通知）」に定める測定方法
 - d 窒素酸化物、硫黄酸化物及びその他の大気質に係る有害物質等
 - 大気の汚染に係る環境基準、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法
- (イ) 気象の観測方法
 - 地上気象観測指針（気象庁）その他の気象庁の指針等に定める観測方法

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

- 大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

二酸化窒素若しくは窒素酸化物、二酸化硫黄若しくは硫黄酸化物、浮遊粒子状物質、炭化水素、粉じん又はその他の大気質に係る有害物質等のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化又は飛散・降下の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 大気拡散式
- (イ) 模型実験
- (ウ) 野外拡散実験
- (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 固定発生源
排出ガス量、排出物質の濃度、排出口の位置、高さ等
 - b 移動発生源
交通量、道路構造、走行特性等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
 - b 大気の移流、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生源（固定発生源、移動発生源）の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 将来の大気質の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
大気質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
大気質への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
大気質への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 大気質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が大気質の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

2 騒音・低周波音

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 騒音
- イ 低周波音

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 騒音又は低周波音のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの状況
- (イ) 道路交通の状況（道路の構造、交通量等）
- (ウ) 音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 既存の発生源の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による騒音及び低周波音の測定方法は、次に掲げる方法による。

- (ア) 騒音の測定方法
 - 次に掲げる騒音の種類ごとに示す測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法
 - a 環境騒音
 - 「騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）」（以下「騒音に係る環境基準」という。）に定める測定方法
 - b 道路交通騒音
 - 騒音に係る環境基準に定める測定方法
 - c 鉄道・軌道騒音
 - (a) 新幹線鉄道騒音
 - 「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和50年環境庁告示第46号）」に定める測定方法
 - (b) 在来鉄道騒音・軌道騒音
 - 「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について（平成7年環大―第174号環境庁大気保全局長通知）」及び「在来鉄道騒音測定マニュアル（平成27年10月版）（平成27年環水大発第1510302号環境省水・大気環境局大気保全課大気生活環境室長通知）」に定める測定方法
 - d 航空機騒音
 - 「航空機騒音測定・評価マニュアル（平成27年10月版）（平成27年環水大自発第1510221号環境省水・大気環境局自動車環境対策課長通知）」に定める測定方法
 - e 工場・事業場騒音
 - 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第1号）」に定める測定方法
- (イ) 低周波音の測定方法
 - JISに定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
騒音又は低周波音による影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

騒音又は低周波音による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

騒音又は低周波音の状況の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 伝搬理論式
- (イ) 経験的回帰式
- (ウ) 模型実験
- (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 工事計画
 - b 道路構造、計画交通量等
 - c 音源又は低周波音源のパワーレベル(又は音圧レベル)、配置、稼働条件、周波数特性等
- (イ) 地域特性に係る条件
音の伝搬に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生源の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 騒音又は低周波音により影響を受ける動物の生息状況
 - d 将来の騒音又は低周波音の状況(対象事業以外の要因による変化)

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
騒音又は低周波音による影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
騒音又は低周波音による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
騒音又は低周波音による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯
- (イ) 存在・供用
事業活動等が定常状態となる時期及び当該時期の各時間帯

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 騒音又は低周波音による影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が騒音又は低周波音の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

3 振動

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

振動

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 振動の状況
- (イ) 道路交通の状況（道路の構造、交通量等）
- (ウ) 振動の伝搬に影響を及ぼす地質・地盤の状況
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 既存の発生源の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による環境振動の測定方法は、JISに定める測定方法又はこれと同等程度以上の精度を有する測定方法とする。次に掲げる振動の測定方法は、振動の種類ごとにそれぞれ定める測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法とする。

- (ア) 道路交通振動
「振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）」に定める測定方法
- (イ) 鉄道・軌道振動
「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（昭和51年環大特第32号環境庁長官勧告）」に定める測定方法
- (ウ) 工場・事業場振動
「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年環境庁告示第90号）」に定める測定方法

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
振動による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

振動による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とする。

(3) 予測

ア 予測内容

振動の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 伝搬理論式
- (イ) 経験的回帰式
- (ウ) 現場実験
- (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 工事計画
 - b 道路構造、計画交通量等
 - c 振動源の振動レベル、配置、稼働条件、周波数特性等
- (イ) 地域特性に係る条件
振動の伝搬に影響を及ぼす地質・地盤の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生源の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 将来の振動の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
振動による影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
振動による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
振動による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯
- (イ) 存在・供用
事業活動等が定常状態となる時期及び当該時期の各時間帯

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 振動による影響が事業者等により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が振動の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

4 悪臭

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 臭気指数又は臭気の濃度
- イ 特定悪臭物質

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 悪臭の状況
臭気指数若しくは臭気の濃度又は特定悪臭物質のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況
- (イ) 気象の状況
風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
- (ロ) 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ハ) その他の予測・評価に必要な事項
 - ア 既存の発生源の状況
 - イ 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況

イ 調査方法

- 既存資料の収集又は現地調査により行う。
現地調査による悪臭の測定方法は、次に掲げる測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。
- (ア) 臭気指数又は臭気の濃度
「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）」に定める測定方法又は「さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則別表第12第2号の表の備考2の規定に基づく臭気の測定方法等」に定める測定方法
 - (イ) 特定悪臭物質
「特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年環境庁告示第9号）」に定める測定方法

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
悪臭による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

- 悪臭による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 臭気指数又は臭気の濃度の状況の変化の程度
- (イ) 特定悪臭物質の濃度の变化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 類似事例又は既存知見に基づく推定
- (イ) 大気拡散式

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - 排出ガス量、排出濃度等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 風向・風速、大気安定度（日射量、雲量又は放射収支量）、気温等
 - b 大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生源の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 将来の悪臭の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
 - 悪臭による影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
 - 悪臭による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
 - 悪臭による影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
 - 事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 悪臭による影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が悪臭の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

5 水質

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア 公共用水域の水質

- (ア) 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量
- (イ) 浮遊物質
- (ウ) 窒素及び燐
- (エ) 水素イオン濃度
- (オ) 溶存酸素量
- (カ) 水温
- (キ) その他の生活環境項目
- (ク) 健康項目等

イ 底質

- (ア) 強熱減量
- (イ) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量
- (ウ) 底質に係る有害物質等

ウ 地下水の水質

地下水の水質に係る有害項目

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる項目のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度等の状況
 - a 公共用水域の水質
生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量、浮遊物質、窒素及び燐、水素イオン濃度、溶存酸素量、水温、その他の生活環境項目又は健康項目等
 - b 底質
強熱減量、過マンガン酸カリウムによる酸素消費量又は底質に係る有害物質等
 - c 地下水の水質
地下水の水質に係る有害項目
- (イ) 水象の状況
 - a 河川の流量、湖沼の貯水量、平均水深、平均滞留時間、流入水量等
 - b 地下水の分布、水位、流向等
 - c 河川等の形状、底質の堆積状況等
- (ウ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 降水量
 - b 既存の発生源の状況
 - c 水利用及び水域利用の状況
 - d 水生生物等の生息・生育状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による水質等の測定方法は次に定める測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

- (ア) 公共用水域の水質の測定方法
水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法

- (イ) 底質の測定方法
「底質調査方法について（平成24年環水大水発第120725002号環境省水・大気環境局長通知）」その他の環境省の告示又は通知に定める測定方法
- (ロ) 地下水の水質の測定方法
地下水の水質汚濁に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
水質への影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
水質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

- 水質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 公共用水域の水質
生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量、浮遊物質量、窒素及びリン、水素イオン濃度、溶存酸素量、水温、その他の生活環境項目又は健康項目等のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度等の変化の程度又は排出する負荷量
- (イ) 底質の状況
強熱減量、過マンガン酸カリウムによる酸素消費量又は底質に係る有害物質等のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化の程度及び拡散の程度
- (ロ) 地下水の水質
地下水の水質に係る有害項目のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 拡散予測式
- (イ) 完全混合式
- (ロ) 模型実験
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
排水量、排水の水質その他の稼働条件
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 河川の流量、湖沼の貯水量、平均水深、平均滞留時間、流入水量等
 - b 地下水の分布、水位、流向等
 - c 河川形態、底質の堆積状況等
- (ロ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生源の状況
 - b 降水量
 - c 水利用及び水域利用の状況
 - d 水生生物の生息・生育状況

- e 将来の水質の状況（対象事業以外の要因による変化）

工 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
水質への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
水質への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
水質への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
 - a 公共用水域の水質
事業活動等が定常状態となる時期
 - b 底質
底質への影響を的確に把握することができる時期
 - c 地下水の水質
地下水の水質への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 水質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が水質の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

6 水象

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 河川等の流量、流速及び水位
- イ 地下水の水位及び水脈
- ウ 温泉及び鉱泉
- エ 堤防、水門、堰等の施設

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項
 - a 河川の位置、形状、流量、流速、水位、河床の状況、流下能力等
 - b 湖沼の形状、水位、貯水量、流出入量等
 - c 地下水の分布、水位、流向等
 - d 湧水の位置及び湧水量
 - e 温泉及び鉱泉の分布
 - f 堤防、水門、堰等の施設の分布
- (イ) 降水量等の状況
 - a 降水量
 - b 確率雨量、降雨強度等
- (ロ) 地形・地質及び植生の状況
 - a 地形の傾斜及び斜面形状
 - b 雨水等の流出及び浸透に影響を及ぼす表層地質及び植生の状況
 - c 地下水の水位、流向等に影響を及ぼす地層・地質の状況
- (ハ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 水利用の状況
 - b 水域利用の状況
 - c 水生生物等の生息・生育環境の状況
 - d 洪水、土砂災害等の履歴

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
水象への影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
水象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

水象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 河川の流量及び流速又は湖沼の水位の変化の程度
- (イ) 地下水の水位若しくは湧水量の変化の程度又は地下水脈の分断のおそれ
- (ウ) 温泉又は鉱泉の変化の程度
- (エ) 堤防、水門、堰等の施設への影響の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業の計画と調査結果との重ね合わせによる推定
- (イ) 数理モデルによる予測式
- (ウ) 模型実験
- (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
洪水調整池の容量、土地改変計画、湛水計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 降水量、確率雨量、降雨強度等
 - b 地形の傾斜、斜面形状
 - c 雨水等の流出及び浸透に影響を及ぼす表層地質及び植生の状況等
 - d 地下水の水位、流向等に影響を及ぼす地層・地質の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 水利用の状況
 - b 水域利用の状況
 - c 水生生物等の生息・生育環境の状況
 - d 洪水、土砂災害等の履歴
 - e 将来の水象の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
水象への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
水象への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
水象への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
水象への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 水象への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が水象の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

7 土壌

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

土壌に係る有害項目

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 土壌の状況

土壌に係る有害項目のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの濃度の状況

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす水象の状況
- b 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす気象の状況
- c 対象事業実施区域の土地利用の履歴
- d 土地利用状況（特に土壌汚染物質の影響がある農作物等の生産状況）

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

現地調査による土壌の測定方法は、土壌の汚染に係る環境基準その他環境省の告示又は通知に定める測定方法若しくはJISに定める測定方法又はこれらの測定方法と同等程度以上の精度を有する測定方法による。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

土壌への影響が及びおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

土壌への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

土壌への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

土壌に係る有害項目のうち予測・評価の項目として選定したものの濃度の変化の程度

イ 予測方法

類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

発生源の状況（予測・評価項目に係る物質の排出量等）

(イ) 地域特性に係る条件

- a 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす水象の状況
- b 予測・評価項目に係る物質の拡散に影響を及ぼす気象の状況

- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 対象事業実施区域の土地利用の履歴
 - b 将来の土地利用の状況（特に農作物等の生産状況）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
土壌への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
土壌への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
土壌への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
土壌への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

- ア 土壌への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。
- イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が土壌の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

8 地盤

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

地盤沈下

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 地盤沈下の範囲及び沈下量等の状況
- (イ) 地形・地質の状況
粘土層、シルト層などの収縮層及び軟弱地盤の分布状況等
- (ウ) 地下水の状況
地下水位とその変動状況、間げき圧等
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 揚水量等の地下水利用状況
 - b 土地利用状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
地盤への影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
地盤への影響の予測・評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

地盤への影響の予測・評価に必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 地下水の水位の低下による地盤沈下の範囲及び程度
- (イ) 軟弱地盤上への盛土等による地盤の変形の範囲及び程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 圧密沈下理論式
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 地下水揚水計画
 - b 掘削工事計画及び浸出地下水排除計画
 - c 埋立盛土計画

- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 地下水の状況
 - b 軟弱地盤等の状況
- (ロ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 土地利用の状況
 - b 将来の地盤の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
地盤への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
地盤への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測時期

- (ア) 工事
地盤への影響が最大となる時期又は工事が完了した時期
- (イ) 存在・供用
地盤への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 地盤への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が地盤の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

9 地象

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 土地の安定性
- イ 地形及び地質（保存すべき地形及び地質を含む。）
- ウ 表土の状況及び生産性

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち選定した環境影響評価項目の予測・評価に必要な事項
 - a 地形分類、傾斜区分等地形の状況
 - b 地質構造、岩層分布等地質の状況
 - c 保存すべき地形・地質の位置、規模、特徴等
 - d 表土の種類及び生産性
- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅の分布状況その他の土地利用状況
 - b 過去の土砂災害の履歴

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

保存すべき地形・地質の調査については、学術的な重要性及び地域住民との関りの観点に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて重要な地形・地質を抽出し、現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
地象への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
地象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

地象への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 内容

- (ア) 斜面の安定性の変化の程度並びに土石流、地すべり等の発生のおそれ及びその影響の程度
- (イ) 地形・地質の改変の程度及び重要な地形・地質への影響の程度
- (ウ) 表土の改変の程度及び生産性の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業の計画と調査結果との重ね合わせによる推定
- (イ) 円弧すべり計算等による解析
- (ウ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
土地改変計画、湛水計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 地形分類、傾斜区分等地形の状況
 - b 地質構造、岩層分布等地質の状況
 - c 保存すべき地形・地質の位置、規模、特徴等
 - d 表土の種類及び生産性
- (ウ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅の分布状況その他の土地利用状況
 - b 過去の土砂災害の履歴
 - c 将来の地象の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
地象への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
地象への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
地象への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
地象への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 地象への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が地象の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

10 動物

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

保全すべき種

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 動物相の状況
 - 生息種及び動物相の特徴
- (イ) 保全すべき種の状況
 - a 保全すべき種の生息域（特に営巣地、繁殖地、採餌場所等に留意）及び個体数又は生息密度
 - b 生息環境（水象、地形、植生等）
- (ウ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 広域的な動物相及び動物分布の状況
 - b 過去の動物相の変遷
 - c 地域住民その他の人との関わりの状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

保全すべき種の状況の調査については、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種その他の貴重種及び地域住民その他の人との関わりのある種に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種を抽出し、現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
 - 動物への影響が及ぶおそれがあると認められる地域とし、植生、地形、水系等を考慮して決定する。
- (イ) 調査地点
 - 動物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

動物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とし、保全すべき種の状況については、出現時期を考慮して適切な期間・頻度を設定する。

(3) 予測

ア 予測内容

予測・評価の項目として選定した保全すべき種の生息地の改変の程度及びその他の生息環境への影響の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業の計画並びに水象、地象及び植物の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定
- (イ) 種事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
土地改変計画、樹林伐採計画、土地利用計画（湛水計画等を含む。）、工事計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 広域的な動物相及び動物分布の状況
 - b 過去の動物相の変遷
 - c 地域住民その他の人との関わりの状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
将来の動物の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域

動物への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
動物への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
動物への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 動物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が動物の保護に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

11 植物

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 保全すべき種
- イ 保全すべき植生及び群落
- ウ 緑の量

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項
 - a 種及び植物相の特徴
 - b 植生の構造、生活形
 - c 植生の基盤となる地形・土壌の状況
 - d 保全すべき種及び群落の状況（分布、個体数、組成等）
 - e 保全すべき種及び群落の生育環境（地形・土壌、水象、微気象等）
 - f 都市的地域にあっては緑被率ならびに緑視率等を指標とした緑の量
- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 広域的な植物相及び植生の状況
 - b 過去の植生の変遷
 - c 地域住民その他の人との関わりの状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。ただし、対象事業の実施区域内に植生がある場合については、現地調査を行うこと。

保全すべき種及び群落の状況等の調査については、環境省が作成したレッドリスト、埼玉県が作成したレッドデータブック掲載種、その他の貴重種並びに地域住民その他の人との関わりのある種及び群落に留意し、必要に応じ専門家の助言を受けて保全すべき種及び群落を抽出し、現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
 - 植物への影響が及びおそれがあると認められる地域とし、地形、水系、常風等を考慮して決定する。
- (イ) 調査地点
 - 植物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点と調査箇所数

エ 調査期間・頻度

植物への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とし、保全すべき種及び群落については、出現時期を考慮して適切な期間・頻度を設定する。

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 保全すべき種の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度
- (イ) 植生の改変の内容と程度並びに保全すべき群落の生育地の改変の程度及びその他の生育環境への影響の程度
- (ウ) 緑の量の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業の計画並びに大気、水象、地象の予測結果及び調査結果との重ね合わせ並びに連繋による推定
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
土地改変計画、樹林伐採計画、既存種の保全・利用計画、土地利用計画（湛水計画等を含む。）、工事計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 広域的な植物相及び植生の状況
 - b 過去の植物相及び植生の変遷
 - c 地域住民その他の人との関わりの状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
将来の植物の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域

植物への影響が及びおそれがあると認められる地域

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
植物への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
植物への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 植物への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が植物の保護等に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

12 生態系

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

地域を特徴づける生態系

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 地域を特徴づける生態系を基盤とする環境単位の区分の設定
 - a 地形、地質、土壌、水系、植生等に基づく環境単位の区分
 - b 環境単位ごとの動物、植物の種の構成
 - c 環境単位相互の関係及び周辺環境との関係
- (イ) 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出
着目種の抽出に当たっては、動物及び植物の調査結果等により概括的に把握される生態系の特徴に応じて、次の視点から複数の着目種を抽出する。
 - a 生態系の上位に位置する上位性の視点
 - b 当該生態系の特徴をよく現す典型性の視点
 - c 特殊な環境の指標となる特殊性の視点
- (ロ) 着目種の生態
 - a 着目種の一般的な生態の把握
 - b 当該地域における個体又は個体群の生態の把握
行動圏の広い動物については行動圏及び利用密度の把握、行動圏の狭い動物及び植物については分布域及び分布密度等の把握に留意する。
- (ハ) 着目種と関係種との関係
 - a 着目種の生息・生育に関係する種（以下「関係種」という。）の個体数、生息・生育密度等
 - b 食物連鎖の関係、その他の関係
 - c その他の予測・評価に必要な事項
- (ニ) 着目種及び関係する種の生息・生育環境を規定する非生物環境の状況
地形・地質、土壌、水環境、微気象等

イ 調査方法

水象、地象、動物及び植物の調査結果を整理することを基本とし、必要に応じその他の既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
動物及び植物の調査地域に準ずる。ただし、広域の生態系の把握が必要な場合には、適宜調査地域を広げる。
- (イ) 調査地点
動物及び植物の調査地点に準ずる。なお、動物相及び植物相の調査においては、あらかじめ環境単位の区分を想定した調査地点の設定に努める。

エ 調査期間・頻度

生態系への影響の予測・評価に必要な内容を的確に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

着目種と関係種との関係への影響並びに着目種及び関係種の生息・生育環境への影響及びその程度

イ 予測方法

類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性

土地改変計画、樹林伐採計画、土地利用計画（湛水計画等を含む。）、工事計画等

(イ) 地域特性に係る条件

- a 着目種の生態の状況
- b 関係種の状況

(ウ) その他の予測・評価に必要な条件

将来の生態系の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域

生態系への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

生態系への影響が最大となる時期

(イ) 存在・供用

生態系への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が生態系の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

13 景観

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

ア 景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）

イ 眺望景観

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 景観資源の状況
自然的景観資源及び歴史的景観資源の位置、種類、規模、特徴等
- (イ) 主要な眺望景観
眺望の構成要素の状況（遠景、中景、近景ごとの工作物、森林、草地、水面、空等の比率）
- (ウ) 主要な眺望地点の状況
不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性等
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 地域の景観特性
 - b 地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況
 - c 土地利用状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

景観資源及び主要な眺望景観の抽出に当たっては、地域住民その他の人との関わりに留意し、必要に応じ専門家の助言を受ける。また、主要な眺望地点の抽出に当たっては、日常的な利用状況についても留意する。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
景観への影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
景観への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

景観への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 景観資源
自然的景観資源及び歴史的景観資源の消滅のおそれの有無又は改変の程度
- (イ) 眺望景観
眺望景観の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業の計画並びに水象、地象、植物及び生態系の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定
- (イ) コンピュータ・グラフィックス、ビデオ合成、フォトモンタージュ等視覚的に判断できる方法
- (ウ) 可視地域からの推定
- (エ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 工作物等の規模、デザイン、色彩、配置等
 - b 土地改変計画、樹林伐採計画、湛水計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 主要な眺望地点の状況（位置、利用状況、眺望特性等）
 - b 地域の景観特性
 - c 地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況
 - d 土地利用状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
将来の景観の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
景観への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
景観への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

景観への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 景観への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が景観の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

14 自然とのふれあいの場

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

自然とのふれあいの場

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 自然とのふれあいの場の資源状況、周辺環境の状況等
- (イ) 自然とのふれあいの場の利用状況
- (ウ) 自然とのふれあいの場への交通手段の状況
- (エ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 周辺の土地利用
 - b 周辺の交通網の状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

自然とのふれあいの場の抽出に当たっては、利用状況等の季節的な変動に留意する。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
自然とのふれあいの場への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

自然とのふれあいの場への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度とし、季節による変動を考慮して適切な期間・頻度を設定する。

(3) 予測

ア 予測内容

自然とのふれあいの場の消滅のおそれの有無又は改変の程度、自然とのふれあいの場の利用環境の変化の程度並びに自然とのふれあいの場への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業の計画並びに水象、地象及び生態系の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
土地改変計画、湛水計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 周辺の土地利用
 - b 周辺の交通網の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
将来の景観の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
自然とのふれあいの場への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
自然とのふれあいの場への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
自然とのふれあいの場への影響が最大となる時期
- (イ) 存在・供用
自然とのふれあいの場への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 自然とのふれあいの場への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が自然とのふれあいの場の保全に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

15 史跡・文化財

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 指定文化財等
- イ 埋蔵文化財

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項
 - a 指定文化財等の分布の状況
 - b 指定文化財等の特徴及び雰囲気を構成している要素の状況
 - c 人と指定文化財等との関わりの状況
 - d 埋蔵文化財包蔵地の範囲、現況等
 - e 埋蔵文化財の種類、価値等
- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
土地利用

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
史跡・文化財への影響が及びおそれがあると認められる地域（未確認の埋蔵文化財が存在すると想定される地域を含む。）
- (イ) 調査地点
史跡・文化財への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

史跡・文化財への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 指定文化財等
指定文化財等への影響の程度又は周辺環境及び利用環境の変化の程度
- (イ) 埋蔵文化財
埋蔵文化財包蔵地の改変の程度

イ 予測方法

- 予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。
- (ア) 対象事業の計画並びに水象、地象及び景観の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定
 - (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
土地改変計画、湛水計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
土地利用
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
将来の史跡・文化財の状況（対象事業等以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
史跡・文化財への影響が及びおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
史跡・文化財への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

史跡・文化財への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 史跡・文化財への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が史跡・文化財の保護に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

16 日照阻害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

日影の状況

(2) 調査

ア 調査内容

(ア) 日影の状況

冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況及び日影の影響の程度

(イ) その他の予測・評価に必要な事項

- a 日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況
- b 住宅、病院、農耕地等土地利用の状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

(ア) 調査地域

冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日において、日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域

(イ) 調査地点

冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

冬至日及び必要に応じて冬至日以外の日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

冬至日又は必要に応じて設定した冬至日以外の日における日影となる時刻、時間数等の日影の状況の変化及び日影の影響の程度の変化

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 日影図、日影時間図
- (イ) 全天空図
- (ウ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

工作物等の規模、配置等

(イ) 地域特性に係る条件

- a 緯度・経度
- b 日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況

- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 住宅、病院、農耕地等土地利用の状況
 - b 将来の日影の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
日照への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
日照への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

日照への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 日照への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が日照阻害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と調査及び予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

17 電波障害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

電波受信状況

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 電波の発信状況（チャンネル、送信場所、送信出力、対象事業等実施区域との距離等）
- (イ) 電波の受信状況（電界強度、受信画質、希望波と妨害波との比（D/U）、水平パターン、ハイトパターン等）
- (ウ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況
 - b 住宅等の分布状況
 - c 電波受信の方法

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

電波障害の範囲及び電波受信状況の変化の程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 実用式によるコンピュータ・シミュレーション
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 工作物等の規模、配置等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - a 電波の発信状況
 - b 電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況
- (ロ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅等の分布状況
 - b 電波の受信形態
 - c 将来の電波受信の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
 電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
 電波受信への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

電波受信への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 電波受信への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が電波障害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

18 風害

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

局所的な風の発生状況

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 風の状況
 - a 上空風の風向・風速の状況
 - b 地表付近の風の風向・風速の状況
 - c 強風の発生場所、発生頻度、風向・風速等の状況
 - d 風向・風速に影響を及ぼす大きな建築物等の状況
- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 住宅、学校、病院等の分布状況
 - b その他の土地利用状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。なお、地表付近の風の状況の調査については、必要に応じ風洞実験を実施する。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
風害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
風害による影響を予測・評価するために必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

風害による影響を予測・評価するために必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

平均風向、平均風速、最大風速等の風の変化の程度及び変化する地域の範囲並びに必要な応じて強風の出現頻度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。予測に当たっては、対象事業に係る工作物等と周囲の工作物等との複合効果に留意して予測を行う。

- (ア) 風洞実験
- (イ) 流体数値シミュレーション
- (ウ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
土地の形状の変更及び設置する工作物等の規模、配置等
- (イ) 地域特性に係る条件
風向・風速に影響を及ぼす大きな建築物等の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 住宅、学校、病院等の分布状況その他の土地利用状況
 - b 将来の風の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
風害による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
風害による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

風害による影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 風害による影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が風害の防止に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

19 廃棄物等

(1) 対象とする予測・評価の項目

- ア 廃棄物
- イ 残土
- ウ 雨水及び処理水

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じて次の事項を調査する。

- ア 地域における廃棄物等に係る公的な計画の有無とその内容
- イ 地域における廃棄物処理施設等の整備状況
- ウ 地域における廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用の取組等
- エ 地域における水資源の確保の状況

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 廃棄物
 - a 廃棄物の種類、種類ごとの排出量及び処理方法
 - b 廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用の状況
- (イ) 残土
 - a 残土の発生量及び処理方法
 - b 残土の排出抑制、再使用及び再生利用の状況
- (ウ) 雨水及び処理水
 - 水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況

イ 予測方法

対象事業の計画に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 原材料又は燃料の使用計画、土地の掘削計画、樹木の伐採計画等
 - b 廃棄物処理計画（排出抑制、再使用及び再生利用の計画を含む。）、残土処理計画（排出抑制、再使用及び再生利用の計画を含む。）、水利用計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - 必要に応じ、次の状況を勘案する。
 - a 地域における廃棄物等に係る公的な計画の有無とその内容
 - b 地域における廃棄物処理施設等の整備状況
 - c 地域における廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用の取組等
 - d 地域における水資源の確保の状況

エ 予測地域

対象事業実施区域

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
 - 工事期間
- (イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 廃棄物等の排出抑制、再使用及び再生利用が事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が廃棄物等の対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

20 温室効果ガス等

(1) 対象とする予測・評価の項目

- ア 温室効果ガス
- イ オゾン層破壊物質

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のための調査により、必要に応じ次の事項を調査する。

ア 地域における温室効果ガス排出抑制の取組状況

イ 地域におけるオゾン層破壊物質対策の取組状況

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 温室効果ガス
 - a 温室効果ガスの種類ごとの排出量
 - b 温室効果ガスの排出量削減の状況
- (イ) オゾン層破壊物質
オゾン層破壊物質の排出量及びその回収等の状況

イ 予測方法

対象事業の計画に基づく推定

温室効果ガスの予測に当たっては、可能な限り、ライフサイクルアセスメントの視点に立ち、使用する原材料、燃料又は電力の生産に伴って発生する温室効果ガスの排出量を考慮する。

ウ 予測条件

事業特性に係る条件（原材料使用計画、燃料及び電力使用計画等）

エ 予測対象時期等

- (ア) 工事
工事期間
- (イ) 存在・供用
事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 温室効果ガス等の排出抑制等が事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が温室効果ガス等の対策に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

21 コミュニティ

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

コミュニティ施設その他のコミュニティ活動が行われる場所（以下「コミュニティ施設等」という。）

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 次に掲げる事項のうち調査・予測・評価の項目として選定した項目の予測・評価に必要な事項
 - a コミュニティ施設等の分布の状況
 - b コミュニティ施設等の利用の状況
 - c コミュニティ施設等への経路及び交通手段の状況
- (イ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 地形等の状況
 - b 土地利用の状況
 - c コミュニティ施設等に係る計画等
 - d 法令による基準等

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
コミュニティ施設等への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
コミュニティ施設等への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

コミュニティ施設等への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

コミュニティ施設等の消滅のおそれの有無又は改変の程度、コミュニティ施設等の利用環境の変化の程度並びにコミュニティ施設等への交通手段の阻害のおそれの有無及びその程度

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 対象事業の計画並びに水象、地象、動物、植物、生態系、景観及び自然とのふれあいの場の予測結果と調査結果との重ね合わせによる推定
- (イ) 類似事例又は既存知見に基づく推定

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 工事計画
 - b 土地改変計画、湛水計画等
- (イ) 地域特性に係る条件
土地利用
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
将来のコミュニティ施設等の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
コミュニティ施設等への影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
コミュニティ施設等への影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

コミュニティ施設等への影響を的確に把握することができる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア コミュニティ施設等への影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村がコミュニティ施設等の整備に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

22 地域交通

(1) 対象とする調査・予測・評価の項目

- ア 自動車交通
- イ バス等の公共交通
- ウ 歩行者・自転車交通

(2) 調査

ア 調査内容

- (ア) 自動車交通、バス等の公共交通又は歩行者・自転車交通のうち調査・予測・評価の項目として選定したものの状況（交通量の実態、主要交差点における交通処理状況等）
- (イ) 道路の状況（道路の分布、交通経路の実態、道路の構造等）
- (ロ) 交通安全対策の状況
- (ハ) 交通事故の状況
- (ニ) バス路線、バス本数、バス走行時間の状況
- (ホ) その他の予測・評価に必要な事項
 - a 既存の発生集中交通量の多い施設の分布の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 用途地域指定及び土地利用の状況
 - d 道路等に係る計画等の状況

イ 調査方法

既存資料の収集又は現地調査により行う。

ウ 調査地域・地点

- (ア) 調査地域
道路交通による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 調査地点
道路交通による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点

エ 調査期間・頻度

道路交通による影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる期間・頻度

(3) 予測

ア 予測内容

- (ア) 交通安全の変化の程度
- (イ) 交通量・交通流の変化の程度
- (ロ) バス走行時間の変化の程度
- (ハ) 地域分断の可能性

イ 予測方法

予測は次に示す方法のうち適切な方法を用いて行う。

- (ア) 将来交通量による方法
- (イ) 理論計算式（交差点飽和度、混雑度等）
- (ウ) 交通シミュレーション
- (エ) その他適切な方法

ウ 予測条件

- (ア) 事業特性に係る条件
 - a 工事計画
 - b 道路構造、計画交通量等
- (イ) 地域特性に係る条件
 - 地域交通に影響を及ぼす地形・地物の状況
- (ウ) その他の予測・評価に必要な条件
 - a 既存の発生集中交通量の多い施設の分布の状況
 - b 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況
 - c 用途地域指定及び土地利用の状況
 - d 道路等に係る計画等の状況（対象事業以外の要因による変化）

エ 予測地域・地点

- (ア) 予測地域
 - 道路交通による影響が及ぶおそれがあると認められる地域
- (イ) 予測地点
 - 道路交通による影響を的確に把握することができる地点

オ 予測対象時期等

- (ア) 工事
 - 道路交通による影響が最大となる時期及び当該時期の各時間帯
- (イ) 存在・供用
 - 事業活動等が定常状態となる時期及び当該時期の各時間帯

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 道路交通による影響が事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が道路交通に係る計画、指針等により定めた基準、目標等と予測結果との間に整合が図られているかどうかを明らかにする。

23 安全

(1) 対象とする予測・評価の項目

引火性液体、可燃性ガス、毒性ガス、特定化学物質、放射性物質その他の危険物（以下「危険物等」という。）に対する安全性の確保

(2) 調査

原則として調査は実施しない。ただし、地域特性把握のため、必要に応じて次の事項を調査する。

ア 地域における過去の災害等の状況

イ 地域における気象の状況

ウ 地域における地形及び工作物の状況

エ 地域における周辺の土地利用等の状況

オ 地域における住民避難場所の状況

カ 関係法令による規制の状況

(3) 予測

ア 予測内容

危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散に対する安全性の確保の程度

イ 予測方法

対象事業の計画に基づく推定

ウ 予測条件

(ア) 事業特性に係る条件

- a 危険物等の保有量と安全対策
- b 危険物等の使用施設稼働計画
- c 構造物の安全対策及び遵守基準
- d 災害時の防災態勢及び遵守基準

(イ) 地域特性に係る条件

必要に応じ、次の状況を勘案する。

- a 地域における防災計画等の策定状況
- b 地域における防災計画等への取組等

エ 予測地域

対象事業の実施により、危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散に対する安全上の確保が必要となる地域

オ 予測対象時期等

(ア) 工事

工事期間

(イ) 存在・供用

事業活動等が定常状態となる時期

(4) 評価

次に示すそれぞれの観点から評価する方法

ア 危険物等の火災、爆発、漏洩又は拡散の防止が事業者により実行可能な範囲内でできる限り図られているかどうかを明らかにする。

イ 国、埼玉県、市又は周辺市町村が防災計画、指針等により定めた基準、目標等を予測結果が満足しているかどうかを明らかにする。